

関連会社及び共同支配企業に対する 長期持分

IASB 客員研究員 やまがみ たかし
山神 卓士

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は2017年1月にIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に関する改訂案を公表した¹。今回は同改訂案に関する再審議が終了したため、寄せられたコメント内容の一部及びそれらに対するIASBの議論の結果を簡単に紹介する。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

2. 背景

IASBは関連会社または共同支配企業（以下「関連会社等」という。）に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分（以下「長期持分」という。）に関する会計処理の明確化の要望を受けた。ここでいう長期持分とは、IAS第28号第38項で言及されている決済が予定されていないものや予見できる将来に決済される可能性の低い長期持分を指す。要望では、これら長期持分がIFRS第9号「金融商品」の範囲に含まれるのか、もし含まれるのであればIFRS

第9号の減損の要求事項がこれら長期持分に適用されるのかを明確にするよう求めた。

3. 改訂案の概要

改訂案は、持分法で会計処理されない関連会社等に対する金融商品はIFRS第9号が適用されることになり、これらの金融商品は長期持分を含むことを明確化するものであった。当該明確化をするにあたり、IASBは次の事項を考慮した。

- IFRS第9号の範囲除外を定めているIFRS第9号第2.1(a)項がIFRS第9号の範囲外として想定しているものは持分法が適用になる持分のみである。
- IAS第28号は長期持分を関連会社等の損失の配分及び減損処理の文脈のみにおいて言及している。すなわち、IAS第28号は長期持分に関する一般的な認識及び測定について定めていない。

これらを考慮し、IASBは長期持分はIFRS第9号第2.1(a)項が想定している「IAS第28号により会計処理される」持分には含まれないと結論づけた。

1 改訂案はIASB公開草案「IFRS基準の年次改善2015-2017年サイクル」の一部として公表された。

寄せられた要望を議論する際には、IASBは抜本的な基準の改訂は考慮せず、現行の基準に基づく会計処理の議論を行った。寄せられた要望は範囲が狭く、明確に定義できるものであり、同要望のみについて考慮することにより効率的に対応できるとIASBは結論づけた。また、長期持分の会計処理の抜本的な再考は、持分法自体の再考を必要とする可能性が高く、狭い範囲のプロジェクトでは対応できるものではないことに留意した。したがって、IASBの議論及び改訂案の焦点は、IASBがIFRS第9号及びIAS第28号の現行の規定を公表した際の意図の明確化に限定された。

発効日及び移行措置

IASBは、改訂案がIFRS第9号の範囲の明確化であることを考慮し、発効日をIFRS第9号の発効日である2018年1月1日とする提案を行った。改訂を公表した時点から発効日案まで期間が短いことに留意したものの、発効日を同じにすることによる便益を考慮した結果である。ここでいう便益とは、長期持分を初めて金融商品の基準で会計処理するにあたり、IFRS第9号に定められている移行措置を使用できることである。

移行措置については、企業がIFRS第9号を初めて適用するにあたり遡及修正をしない場合には、当該改訂案の要求事項についても遡及修正をする必要がないことを提案した。当該提案は、IFRS第9号の初度適用時に企業が遡及修正しない場合には、改訂案の遡及修正を要求することにあまり便益がないことや、発効日案まで期間が短いことへの懸念を緩和することができるのではないかとすることを考慮したものである。

4. コメントレーター及び再審議の内容

改訂案には広範囲の支持が寄せられた。以下では提案内容の見直しまたはさらなる明確化についての意見が多かった項目に絞り、コメントレーター及び再審議の内容を紹介させていただく。

改訂案の再考

多くの支持があった中、改訂案に反対するコメントも寄せられた。反対意見の主な理由は次のとおりである。

- 長期持分の性質を考慮すれば、長期持分は関連会社等への資本持分と同様に考慮されるべきである。
- IFRS第9号及びIAS第28号の両基準を長期持分に適用することは、損失の2重計上につながる。
- 長期持分のような決済が予定されていない金融商品にIFRS第9号の予想信用損失モデルを適用するには困難が予想される。

これらの懸念に対応するために、これらのコメント提供者はIAS第28号のみを長期持分に適用する、IFRS第9号またはIAS第28号いずれかのみを長期持分に適用する、または初度認識及び初度測定のみIFRS第9号を適用し、事後の測定はIAS第28号のみを長期持分に適用するといったことを提案した。

上記「3. 改訂案の概要」で説明したとおり、IASBはこれらの懸念に対応することは狭い範囲のプロジェクトの範疇を超えており、持分法のリサーチプロジェクトのようなより広範なプロジェクトにおいてこれらの懸念は検討されるべきであると考えた。よって、IASBは改訂案を再確認することを決定した。

会計処理のさらなる明確化

多くのコメント提供者は、IFRS 第9号及びIAS 第28号がどのように長期持分に適用になるのかについてさらなる明確化を求めた。さらなる明確化がなければ、改訂案が意図する影響（実務の多様性の縮小）が限定的であると考えたためである。また、これらの基準が長期持分に対しどのように相互に関連しあうのかの例示を提供することも求めた。

IASBはこれらのコメントに賛同し、結果として次の明確化をすることを決定した。

- まずIFRS 第9号で長期持分を会計処理し、その後IAS 第28号を適用する。
- IFRS 第9号を適用する際には、IAS 第28号を（過年度に）適用したことによって生じた長期持分の簿価の変動は考慮しない。

これらに加え、IASBはIFRS 第9号及びIAS 第28号が長期持分に対しどのように相互に関連しあうのかを示した教育文書を開発することを決定した。

発効日及び移行措置

2018年1月1日の発効日の提案には多くの支持が寄せられたが、一方で、改訂案を導入するにあたって、特にエンドースメントプロセスや翻訳プロセスを有する法域では、必要十分な

時間がないといった懸念が寄せられた。

IASBは当該懸念を考慮し、発効日を2019年1月1日にすることに決定した。IASBは企業が改訂をIFRS 第9号と同時期に早期適用する場合には、IFRS 第9号の移行措置を長期持分の会計処理に適用できることに留意した。

さらに、2019年1月1日の発効日及び遡及修正の要求事項を考慮し、IASBはIFRS 第9号の初度適用よりも後に改訂を適用する企業に対しIFRS 第9号に含まれる移行措置に類似した措置を提供することを決定した。これらの移行措置がなければ、遡及修正には事後判断の使用を伴うリスクがあると考えたためである。

また、IFRS 第4号「保険契約」に基づきIFRS 第9号の一時的な免除を適用する保険事業者に対し、改訂の遡及修正の免除を提供することも決定した。

5. 最後に

本稿の執筆時点において、本件は最終の改訂内容の起案中である。現時点では2017年9月または10月に最終改訂後の基準を公表することを予定している。